

やまぐち食の安心・安全推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、「やまぐち食の安心・安全推進協議会」（以下「推進協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進協議会は、山口県食の安心・安全推進条例第17条の規定に基づき、県、市町、食品関連事業者及び県民が連携して、食の安心・安全を推進する気運を醸成し、もって安心して豊かな暮らしを確保することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食の安心・安全に係る情報及び意見交換に関すること。
- (2) 食の安心・安全に係る実践活動に関すること。
- (3) 食の安心・安全に係る施策等の普及啓発に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 推進協議会は、別表1に掲げる機関及び団体（以下「構成団体」という。）で組織する。

2 推進協議会の委員は、構成団体から選出された者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長1名、副会長2名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総務する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成団体を追加することができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任されることができる。

(会議)

第6条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 推進協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属するべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 第6条の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、山口県環境生活部生活衛生課において処理する。

(会長への委任)

第9条 本要綱に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月25日から施行する。

この要綱は、平成25年9月6日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

区 分	団 体 名
学識経験者	山口県立大学 山口大学
生産者・事業者	山口県農業協同組合 山口県漁業協同組合 (公社)山口県畜産振興協会 山口県食品産業協議会 生活協同組合コープやまぐち (一社)山口県物産協会 (一社)山口県食品衛生協会 山口県飲食業生活衛生同業組合 山口県旅館ホテル生活衛生同業組合 山口県すし商生活衛生同業組合 (一社)山口県調理師団体連合会 山口県農山漁村女性連携会議
消費者	山口県消費者団体連絡協議会 山口県地域消費者団体連絡協議会 山口県生活協同組合連合会 山口県地域活動連絡協議会(母親クラブ) 山口県連合婦人会 山口県PTA連合会 (一財)山口県保育協会 (公財)山口県私立幼稚園協会 山口県食生活改善推進協議会 (一財)山口県老人クラブ連合会 (公社)山口県栄養士会 (公財)山口県学校給食会 食の安心モニター
行 政	山口県 山口県教育委員会 山口県市長会 山口県町村会 中国四国農政局 山口県拠点